平成２３年（フ）第３１５号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷271番地６―202号、旧住所長崎県長崎市琴海村松町810番地14
債務者　廣田　美公
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１８号
長崎県長崎市本原町31番９号　パーソンズ本原306号
債務者　吉岡　勝弘
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２０号
長崎県長崎市滑石１丁目５番２号
債務者　山口　久子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３５号
長崎県長崎市松が枝町２番38号
債務者　山下　保隆
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５２号
長崎県長崎市青山町13番43号　青山ビル602号
債務者　野田美津子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９号
岩手県宮古市黒森町７番16号
債務者　三上　敏幸
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第２０号
岩手県宮古市黒森町８番６号
債務者　杉田　春美
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時40分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第３９９号
愛知県西尾市一色町松木島宮東151番地１　メゾンエクセル・ソネット202号
債務者　阿部伊代子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月３日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
岡山県津山市神戸346番地１
債務者　政本　　光
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月24日午後２時40分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１１５号
岡山県真庭市月田本168番地
債務者　近藤　邦彦
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月24日午後２時50分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第５５９４号
大阪府枚方市北片鉾町13番３―14号
債務者　松本　幸代
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６３７号
大阪府豊中市岡上の町４丁目５番27―202号
債務者　幸　　早苗
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３号
愛媛県大洲市中村445番地２
債務者　麓　　忠彦
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第５４号
愛媛県大洲市中村445番地２
債務者　麓　壽美子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第１７７号
沖縄県宜野湾市宜野湾２丁目17番30号
債務者　渡慶次ミサ子（旧姓東恩納）
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１９５号
沖縄県中頭郡読谷村字瀬名波243番地
債務者　島岡　成子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部